

議案第77号

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み，基準該当生活介護等について対象を拡大する等の必要があるによる。

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第152条」を「－第152条」に，「・第162条」を「－第162条」に改める。

第97条第1号中「以下同じ。）であって」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第28条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に，「以下同じ。）を」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第28条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め，同条第2号中「以下同じ。）の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第28条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め，「第54条第1項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第28条の5第1項」を加え，「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め，同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業

所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第98条中「福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第112条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「通いサービス、指定通所支援基準」を「通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、指定通所支援基準」を「通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、指定通所支援基準」を「通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第112条第1号中「通いサービス、指定通所支援基準」を「通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通い

サービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。))」を加える。

第151条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第151条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第151条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規

模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は，機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第161条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第41条第1項及

び同条第2項の規定に基づく規則又は指定地域密着型サービス基準第88条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第161条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第161条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指

定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第151条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第73条の4において準用する指定通所支援基準第56条の8の規定により

基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第41条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は指定地域密着型サービス基準第88条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。